第

6 3 2 3

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年 11月 19日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ♠ 災害に関する取扱い

**◇**:会社が災害に遭った場合の取扱いは、 どのようになるのですか?

**A**:次のように取り扱われます。

## 【解説】

法人が災害に遭った場合の主な取扱いは、 次のようになります

1. 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産 が災害により被害を受けた場合における次の 損失又は費用は、損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等 の固定資産などの資産が滅失又は損壊した場 合の損失の額
- ②損壊した資産の取壊又は除去のための費用
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用
- 2. 復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産 (被災資産)に係る資本的支出と修繕費の区分 は、次のとおりです。

- ①被災資産についてその原状を回復するため の費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために 行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のた めに支出する費用について、修繕費としている ときは、この処理が認められます。
- ③被災資産について支出する費用(①又は②に 該当するものを除く)のうち、資本的支出か修 繕費か明らかでないものがある場合、その金額 の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出 としているときは、この処理が認められます。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】